こうした取組により、全国に保管されている高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理を計画的に進めることが可能な処理体制が整備されることとなる。この体制において、保管事業者が日本環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限を設ける。

また、第１章第２節１に記載する発生量に含まれない廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間を設ける。

事業名（実施場所）	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州（福岡県北九州市若松区響町１丁目）	高圧トランス・コンデンサ等	Ａ地域	Ｃ地域の車載トランスの一部、Ｄ地域のコンデンサの一部	1.5トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成31年３月31日	平成31年４月１日から平成34年３月31日まで
	安定器等・汚染物	Ａ地域、Ｂ地域及びＣ地域（大阪事業所及び豊田事業所における処理対象物を除く。）		10.4トン／日（安定器等・汚染物量）	平成34年３月31日	平成34年４月１日から平成36年３月31日まで
大　阪（大阪府大阪市此花区北港白津２丁目）	高圧トランス・コンデンサ等	Ｂ地域	Ｃ地域の車載トランスの一部及び特殊コンデンサの一部、Ｅ地域の特殊コンデンサの一部	2.0トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成34年３月31日	平成34年４月１日から平成37年３月31日まで
	安定器等・汚染物	Ｂ地域（小型電気機器の一部に限る。）			平成34年３月31日	平成34年４月１日から平成37年３月31日まで
豊　田（愛知県豊田市細谷町３丁目）	高圧トランス・コンデンサ等	Ｃ地域	Ｂ地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部	1.6トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年３月31日	平成35年４月１日から平成38年３月31日まで
	安定器等・汚染物	Ｃ地域（小型電気機器の一部に限る。）			平成35年３月31日	平成35年４月１日から平成38年３月31日まで
東　京（東京都江東区青海３丁目地先）	高圧トランス・コンデンサ等	Ｄ地域	Ｃ地域の車載トランスの一部、Ｅ地域の大型トランスの一部	2.0トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年３月31日	平成35年４月１日から平成38年３月31日まで
	安定器等・汚染物	Ｄ地域（小型電気機器の一部に限る。）	北九州事業所及び大阪事業所から発生する廃粉末活性炭		平成35年３月31日	平成35年４月１日から平成38年３月31日まで
北海道（北海道室蘭市　仲町）	高圧トランス・コンデンサ等	Ｅ地域		1.8トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年３月31日	平成35年４月１日から平成38年３月31日まで
	安定器等・汚染物	Ｄ地域及びＥ地域（東京事業所における処理対象物を除く。）		12.2トン／日（安定器等・汚染物量）	平成36年３月31日	平成36年４月１日から平成38年３月31日まで

㈱　事業対象地域については、以下のとおり。

Ａ地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

Ｂ地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

Ｃ地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

Ｄ地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

Ｅ地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

２　日本環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の実施のための体制

日本環境安全事業株式会社が整備する拠点的広域処理施設における計画的な処理の実施のため、国、都道府県市及び日本環境安全事業株式会社は、相互の密接な連携の下に、次のとおり協力してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に取り組むこととする。

⑴　日本環境安全事業株式会社の取組

日本環境安全事業株式会社は、その拠点的広域処理施設において、安全を第一として適正かつ確実な処理を行うこととする。このため、周辺環境に影響を及ぼさないために必要な対策を確実に行うとともに、作業者の安全確保に取り組むものとする。また、今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。このため、日常点検及び年一回の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実に行っていくこととする。

また、日本環境安全事業株式会社は、適正かつ安全な処理を行っていることについて、地域住民、地元地方公共団体及び保管事業者とのコミュニケーションを通じ、関係者のより一層の理解と信頼を得ることに努めなければならない。

また、日本環境安全事業株式会社は、拠点的広域処理施設におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理が実施できるよう、都道府県市に対して搬入に係る情報を提供するとともに、都道府県市と十分な連絡調整を行った上で、受入条件及び受入計画を定めるものとする。

日本環境安全事業株式会社は、計画的かつ着実に処理を行うこととし、このため、日常的に工程改善等の処理促進に取り組むとともに、その形状等のため処理が容易ではない機器を安全かつ確実に処理するための技術的な検討等に努めるものとする。